



TOKIO MARINE
NICHIDO

2019年1月1日
以降始期用

債権保全火災保険 の約款

債権保全火災保険普通保険約款 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の債権保全火災保険をご契約いただきありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、債権保全火災保険の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、内容を被保険者（補償を受けられる方）にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

夜間・休日事故受付

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

110

詳細は、巻末をご確認ください。

「フリーダイヤル」

☎ 0120-119-110

31.01



To Be a Good Company

東京海上日動

F/八

特にご注意いただきたいこと

- 事故が発生した場合には、遅滞なく、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がないと保険金の全額をお支払いできないことがあります。（約款第24条）
- 申込書の記載事項が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。（約款第8条）
- 債権保全火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害については保険金をお支払いしません。また、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いしません。

目 次

債権保全火災保険

債権保全火災保険普通保険約款	1
特約条項	
保険料に関する規定の変更特約条項	9
ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約条項	15
共同保険に関する特約条項	16

債権保全火災保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険証券記載の抵当権の目的（以下「抵当物」といいます。）に損害（消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって抵当物について生じた損害を含みます。以下同様とします。）が生じたことにより保険の対象である被保険者の被担保債権（以下「被担保債権」といいます。）について生ずる損失に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって抵当物に損害が生じたことにより被担保債権について生ずる損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくはは重大な過失または法令違反

② 第1条（保険金を支払う場合）の事故の際における抵当物の紛失または盗難

③ 抵当物に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって抵当物に損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも第1条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）が生じた場合には、その損害が生じたことにより被担保債権について生ずる損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま

たは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する抵当物に生じた損害により被担保債権に生ずる損失に対しては、第1条（保険金を支払う場合）の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電気的事故による炭化または熔融の損害
- ② 発酵または自然発熱の損害
- ③ 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ④ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

第3条（保険金の支払額）

抵当物に第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じた場合は、当会社は、被担保債権について生じた損失に対して保険金を支払うため、被担保債権のうち第4条（譲渡債権の額の算出）および第5条（他の保険契約がある場合の譲渡債権の額の算出）の規定により算出した額に相当する債権の譲渡を受けて、これと同額の保険金を支払います。

第4条（譲渡債権の額の算出）

(1) 第3条（保険金の支払額）の規定により譲渡を受ける債権（以下「譲渡債権」といいます。）の額は、保険金額に抵当物の損害額の抵当物の価額に対する割合を乗じた金額とします。ただし、保険金額が、抵当物の価額または抵当物に損害の生じた時（以下「損害時」といいます。）の被担保債権の額（抵当物に第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより、被保険者が、抵当物の所有者の取得すべき損害保険金もしくは損害賠償金を取得した場合または第三者より損害賠償金を取得した場合は、被担保債権の額からその取得した金額を控除した額）を超過する場合は、これらのうちいずれか低い額にその割合を乗じた金額とします。

(2) 抵当物が2以上の不動産からなる場合または財団である場合は、(1)の規定の適用について

は、保険証券に記載された不動産または財団組成物件をもってそれぞれ抵当物とみなし、その不動産またはその財団組成物件について配分された保険金額（保険金額が配分されていない場合は、損害時におけるその不動産またはその財団組成物件の価額によって保険金額を比例配分した額）をもってそれぞれ保険金額とみなし、その保険金額によって被担保債権の額を比例配分した額をもってそれぞれ抵当物の被担保債権の額とみなします。

第5条（他の保険契約がある場合の譲渡債権の額の算出）

- (1) 抵当物に第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被担保債権について生じる損失に対して保険金を支払う他の債権保全火災保険契約が存する場合、譲渡債権の額は、他の債権保全火災保険契約がないものとして第4条（譲渡債権の額の算出）(1)の規定により算出した額とします。ただし、他の債権保全火災保険契約に基づく譲渡債権がある場合、第4条(1)のうち「保険金額」とあるのを「この保険契約の保険金額と他の保険契約の保険金額との合計額」と読みかえて算出した譲渡債権の額から、他の債権保全火災保険契約に基づく譲渡債権の額を控除した額をこの保険契約に基づく譲渡債権の額（この保険契約の保険金額を限度とします。）とします。
- (2) 抵当物以外の抵当権の目的に第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被担保債権について生ずる損失に対して保険金を支払う他の債権保全火災保険契約が存する場合は、第4条（譲渡債権の額の算出）(1)の規定の適用については、被担保債権の額にこの保険契約の保険金額のこの保険契約の保険金額と他の保険契約の保険金額との合計額に対する割合を乗じた額をもって第4条(1)ただし書の被担保債権の額とみなします。

第6条（抵当物の価額および抵当物の損害額）

第4条（譲渡債権の額の算出）の抵当物の価額および抵当物の損害額は、下表のとおり算出します。

<p>抵当物の価額</p>	<p>損害が生じた地および時における抵当物の再取得価額（抵当物と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（再取得価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の80%に相当する額を限度とします。）を差し引いて算出します。</p>
<p>抵当物の損害額</p>	<p>損害が生じた地および時において、損害が生じた抵当物を構造、質、用途、規模、型、能力等において事故発生の直前と同一の状態に復旧するために必要な費用からその復旧による抵当物の価額の増加額（再取得価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の80%に相当する額を限度とします。）およびその復旧に伴って生じる残存物の価額を差し引いて算出します。</p>

第2章 基本条項

第7条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

第8条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合ま

たは保険契約締結時から5年を経過した場合(4)(2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約に関する事項については、(2)の規定を適用します。

(5) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第9条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生したことを知った場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

① 抵当物が譲渡されたこと。

② 抵当物または抵当物を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き15日以上にわたって修繕すること。

③ 抵当物または抵当物を収容する建物の用途を変更すること。

④ 抵当物を他の場所に移転すること。

⑤ ①から④のほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。

(2) (1)の事実がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)に規定する手続を怠った場合には、当

会社は、保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当会社が承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した損失については適用しません。

第10条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条（抵当物の調査）

当会社は、いつでも、保険契約者または被保険者に対し、抵当物の調査について必要な協力を求めることができます。

第12条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第13条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、抵当物の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。ただし、第35条（保険金支払後の保険契約）(2)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

(2) おのおの別に保険金額を定めた抵当物が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第14条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が抵当物の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

(2) 保険契約締結の後、抵当物の価額または被担保債権の額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の抵当物の価額または被担保債権の額のいずれか低い額に至るまでの減額を請求することができます。

第16条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による被担保債権について生じた損失に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規

定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務の場合）

- (1) 第8条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第9条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、第9条(1)の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、第9条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第9条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合

において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた損失に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定に従い、保険金を支払います。

第20条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第12条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の事故による被担保債権について生じた損失が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第21条（保険料の返還－取消しの場合）

第14条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第22条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第15条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の事故による被担保債権について生じた損失が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第23条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第8条（告知義務）(2)、第9条（通知義務）(2)、第17条（重大事由による解除）(1)または第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の事故による被担保債権について生じた損失が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。
- (2) 第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間

に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(1)ただし書の規定は、この場合に準用します。

第24条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、抵当物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（優先するまたは同順位の権利）

(1) 抵当物について被保険者の抵当権に優先する権利またはその抵当権と同順位の権利がある場合は、第4条（譲渡債権の額の算出）(1)ただし書の抵当物の価額および第4条(2)の損害時におけるその不動産またはその財団組成物件の価額は、次の①から③の額とします。

① 抵当物について被保険者の抵当権に優先する権利がある場合は、第6条（抵当物の価額および抵当物の損害額）の規定により算出した抵当物の価額から損害時においてその権利により担保されている債権の額を控除した額

② 抵当物について被保険者の抵当権と同順位の権利がある場合は、第6条（抵当物の価額および抵当物の損害額）の規定により算出した抵当物の価額を損害時においてその権利により担保されている債権の額によって比例配分した額

③ 抵当物について被保険者の抵当権に優先する権利およびその抵当権と同順位の権利がある場合は、①の規定により算出した額について②の規定を適用して算出した額

(2) (1)の場合において、優先する権利、または同順位の権利の目的が2以上の不動産よりなる場合または財団である場合は、その権利により担保される債権の額に第6条（抵当物の価額および抵当物の損害額）の規定により算出した抵当物の価額のその不動産の価額の合計額またはその財団の価額に対する割合を乗じた額をもってその権利により担保される債権の額とします。

第26条（損害時の債権の額）

第4条（譲渡債権の額の算出）および第5条（他の保険契約がある場合の譲渡債権の額の算出）の被担保債権の額は、損害時における元金

と損害時前最後の2年間の未収利息の合計額とする。ただし、被担保債権が無利息債権である場合は損害時後弁済期日までの法定利息を、利息前払債権である場合は損害時後弁済期日までの約定利息を、それぞれ損害時における元金から控除した額とします。

第27条（損害保険金請求権または損害賠償請求権）

(1) 被保険者は、抵当物（第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより、抵当物の所有者に損害保険金請求権または損害賠償請求権のあることを知った場合または自己に損害賠償請求権がある場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知し、かつ、第3条（保険金の支払額）の規定により当会社に債権を譲渡する以前においては、当会社と協議の上、その損害保険金請求権またはその損害賠償請求権を差押または行使しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由がなく、(1)の手続をしないことにより、その損害保険金請求権に基づく損害保険金またはその損害賠償請求権に基づく損害賠償金を取得できなかったときは、当会社は、その手続の行使によって免れることができる金額の限度において、保険金を支払わないものとしたまたは支払った保険金に相当する額の返還を請求することができます。

第28条（損害保険金請求権または損害賠償請求権より得られる権利）

被保険者および当会社が、いずれも、抵当物の所有者または被保険者に第27条（損害保険金請求権または損害賠償請求権）(1)の損害保険金請求権または損害賠償請求権のあることを知らなくて、当会社が第3条（保険金の支払額）の規定により保険金を支払った場合においては、当会社は、その損害保険金請求権またはその損害賠償請求権につき取得する権利について、権利の行使によって免れることができる金額を限度として被保険者に優先します。当会社と被保険者と協議の上、その損害保険金請求権またはその損害賠償請求権の差押または行使をしないで、当会社が第3条の規定により保険金を支払った場合も同様とします。

第29条（残存抵当物より得られる権利）

第3条（保険金の支払額）の規定によって被保険者が当会社に債権を譲渡することにより、当会社が残存抵当物につき有する権利については、被保険者は、当会社に優先します。

第30条（権利の保全および行使に関する義務）

第3条（保険金の支払額）の規定によって被

保険者が当会社に債権を譲渡することにより、当会社が被保険者の権利を取得する場合には、被保険者は、当会社のために、その権利の保全および行使につき、書類の交付その他必要な協力をしなければなりません。

第31条（小損失不担保）

当会社が支払うべき保険金の額が1回の事故につき 5,000円に満たないときは、当会社は、その損失に対しては、保険金を支払いません。

第32条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により被担保債権に損失が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ 抵当物損害調書
- ④ 債権の内容や債権額を確認する書類
- ⑤ 優先債権または同順位債権の有無や内容を確認する書類
- ⑥ その他当会社が第33条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第33条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、被保険者が第32条（保険金の請求）(2)の手續を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うため

に必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（抵当物の価額を含みます。）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生

事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第34条（時効）

保険金請求権は、第32条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。
- (2) (1)の残額が保険金額の20%未満となったときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (3) (2)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) 抵当物が2以上の不動産よりなる場合または財団である場合は、その不動産またはその財団組成物件のうち保険証券に記載されたものにつき、おのおの別に(1)から(3)までの規定を適用します。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為

は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（共済契約の取扱い）

第5条（他の保険契約がある場合の譲渡債権の額の算出）、第8条（告知義務）(4)、第24条（事故の通知）(1)または第33条（保険金の支払時期）(1)の規定の適用については、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する共済契約も保険契約に含めるものとします。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠するものとします。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特約条項

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日の日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損失に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた損失の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

(3) 次のすべてに該当する場合は、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、事故による損害の発生日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損失に対して保険金を支払います。

- ① 事故による損害の発生日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
- ③ 当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。

① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。

② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによること。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
---	--

② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたととき。

第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損失に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に

は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日）をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条(1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第4節第1条(1)②の承認の請求を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または同節第3条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。

(2) (1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損失に対して、支払った保険金に限りま。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- (1) 債権保全火災保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）基本条項第16条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)のいずれかに該当した場合には、当社は、普通保険約款基本条項第16条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通保険約款基本条項第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条(1)①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条(1)②の規定による解除の場合	第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条(1)③の規定による解除の場合	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

④ 第1条(1)④の規定による解除の場合	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条(1)⑥の規定による解除の場合	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合	普通保険約款基本条項第16条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通保険約款基本条項第8条(告知義務)(3)③に定める承認をする場合
- ② 普通保険約款基本条項第9条(通知義務)(1)に定める承認の請求を受けた場合
- ③ 普通保険約款基本条項第15条(保険金額の調整)(2)に定める通知を受けた場合

(2)当社は(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3)(1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款基本条項第9条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を請求します。
------------------	--

② 保険料払込方法が一時払以外の場合(保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数(1)に規定する回数)の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)	<p>下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款基本条項第9条(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</td> <td>当社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</td> </tr> <tr> <td>イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</td> <td>当社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料</td> </tr> </table>	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料
ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料				
イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料				

(4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた事故(当社が(1)②の承認の請求を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、承認の請求に係る事実が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故による損害をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めるときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故による損害をいいます。)による損失に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません((1)①または②の場合

- は、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)④の規定により解除できるときに限りまゝ。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。ただし、普通保険約款基本条項第35条（保険金支払後の保険契約）(2)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険料は返還しません。
- (6) 普通保険約款基本条項第35条(2)の規定にかかわらず、おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、保険の対象それぞれについて、(5)ただし書の規定を適用します。
- (7) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- ① 普通保険約款基本条項第8条（告知義務）(2)
- ② 普通保険約款基本条項第9条（通知義務）(2)
- ③ 普通保険約款基本条項第17条（重大事由による解除）(1)
- ④ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
- ⑤ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)
- (8) 普通保険約款基本条項第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条（追加保険料の払込み等—口座振替方式の場合の特則）

- (1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- ① 第2節第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）
- ② 第1条(3)

- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

- (3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）

イ. 普通保険約款基本条項第18条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）

ウ. 第2条（追加保険料の払込み等—口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)

エ. 第3条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができます。

- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適

用しません。

第3条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損失に対して保険金を支払います。

- ① 事故による損害の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。
- ② 事故による損害の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、事故による損害の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故による損害の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損失に対して保険金を支払います。

(3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損失に対しては、次の規定に従います。

- ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
- ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故による

損害が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

- ① 普通保険約款基本条項第8条（告知義務）(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
- ② 普通保険約款基本条項第9条（通知義務）(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
- ③ 事故による損害の発生の日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

(1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。

- ① 普通保険約款基本条項第19条（保険料の返還または請求-告知義務・通知義務の場合）
- ② 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還-無効または失効の場合）(2)
- ③ 普通保険約款基本条項第23条（保険料の返還-解除の場合）

(2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） (2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当社の申出に応じて保険契約者が中途更新(保険契約が解除された日を保険期間の初日として当社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約条項

ボイラ、汽器等を抵当物に含む契約には、次の特約が適用されます。

当社は、汽器（化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。）、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

注1. 「ボイラ」（炉および煙道の構成部分を含みます。）、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱

器および蒸気管、給湯管を含みます。

注2.「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項
---	--------------------------

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル “事故は119番-110番”
(携帯電話・PHS・衛星電話からでもご利用いただけます)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。
- 事故の受付・ご相談
事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。
- 火災鑑定人休日急行サービス（休日 午前9時～午後6時）
休日に火災事故が発生した際、鑑定人がお客様を訪問の上、損害の確認を行うサービスです。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-868-100

受付時間: 平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時

(年末・年始は休業させていただきます)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

TEL.03-3212-6211(代表)

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



TOKIOMARINE
NICHIDO

0250-GJ03-07202-201808
D15-11080(9)改定201809